海外任務 拡大一途

二十九日に施行された安全保障関連法は日本の安保政策を変質させ、海外で自衛隊ができる任務は飛躍的に増えた。一九五四年の創設後、長らく国土防衛や災害派遣を専門にしてきた自衛隊は、冷戦終結後の九〇年代から海外で活動の場を広げ始めた。任務の変遷をたどると、拡大の歴史を重ねてきたことが分かる。

（中根政人）

自衛隊にとって大きな転換点になったのは、九一年の湾岸戦争だ。日本に軍事面での貢献を求める米国の意向を受け、日本政府は戦争終結後のペルシャ湾に掃海艇を派遣。自衛隊は海外で初となる活動として機雷除去にあたった。

二〇〇〇年代になると、米中枢同時テロを受けたアフガニスタン戦争、さらにイラク戦争と「米国の戦争」が続いた。日本は米国から人的貢献を求められ、特別措置法を制定して海上自衛隊がインド洋で給油活動を展開。イラクでは人道復興支援の名目で、陸自が他国の領土で給水や道路補修に従事し、空自が首都バグダッドへの米兵輸送に取り組んだ。

並行して、自衛隊は国連平和維持活動（PKO）にも積極的に参加。現在は南スーダンへの自衛隊員の派遣が継続している。

自衛隊の海外派遣拡大と同時に、日米の連携強化も進んだ。北朝鮮の核開発問題を契機に、九七年には米軍と自衛隊の役割を定めた日米防衛協力指針（ガイドライン）を改定。朝鮮半島有事などを想定した「周辺事態」での自衛隊活動を追加した。

安倍政権は「日米同盟の深化」「安全保障環境の悪化」を理由に安保法を成立させた。昨年四月には日米ガイドラインを再改定。安保法成立を前に、自衛隊が地球規模で米軍を支援できる内容に作り替えた。安保法施行で、専守防衛という自衛隊の役割を大きく変える活動の拡大が法的に根拠づけられた。

自衛隊 安保法で「専守防衛」激変

(年)	主な出来事
1991	湾岸戦争終結後、ペルシャ湾に掃海艇を派遣
	雲仙・普賢岳噴火で災害派遣
92	国連平和維持活動（PKO）協力法成立。カンボジアに派遣
93	モザンビークPKO派遣
95	阪神大震災で災害派遣
96	米軍と物資を提供し合う日米物品役務相互提供協定（ACSA）に調印
	ゴラン高原PKO派遣
97	周辺事態での対米協力へ日米防衛協力の指針（ガイドライン）改定
98	北朝鮮が弾道ミサイル「テポドン」発射
99	周辺事態法成立
	能登半島沖の不審船対応で初の海上警備行動発令
2001	米中枢同時テロ。テロ対策特措法が成立し、インド洋で給油活動
	在日米軍施設を警備する「警護出動」を規定する改正自衛隊法成立
02	東ティモールPKO派遣
03	武力攻撃事態対処法成立
	イラク復興支援特措法成立。同国サマワなどで復興支援と空輸支援へ
04	国民保護法など有事関連法成立
05	弾道ミサイル迎撃について定めた改正自衛隊法成立
07	防衛庁が省昇格。国際平和協力活動が本来任務に
	ネパールPKO派遣
08	スーダンPKO派遣
09	アフリカ・ソマリア沖の海賊対策で護衛艦派遣。海賊対処法も成立
	北朝鮮が人工衛星と称して長距離弾道ミサイル発射
10	ハイチPKO派遣
11	東日本大震災、東京電力福島第一原発事故での災害派遣
	南スーダンPKO派遣。韓国軍に弾薬提供（13年）
14	東シナ海で中国戦闘機が自衛隊機に異常接近
	集団的自衛権行使を容認する閣議決定
15	ガイドラインを再改定し地理的制約を撤廃
	集団的自衛権行使容認を柱とした安全保障関連法が成立
16	北朝鮮が核実験。事実上の弾道ミサイルも発射
	安保法が施行

聴取不能で採決 野党「不当」
議事運営へ追及続く

安全保障関連法は二十九日に施行されたが、野党側は安保法が「可決」された昨年の参院特別委員会の議事運営に問題があるとして追及を続けている。野党側の調査で、異例といえる与党側の議事運営がいくつも明らかになってきた。無効訴訟を検討している弁護士もいる。

参院議院運営委員会の野党側理事の吉川沙織氏（民主）は事務局に対し、昨年九月十七日の特別委採決をめぐる議会運営や議事録の形式が、過去の例や議会運営の慣例に沿っているか調べるよう要求。事務局側は一部について回答した。

それによると、特別委は採決前日に、横浜市内で地方公聴会を開催。委員長だった鴻池祥肇氏は、公聴会の意見を「審査の参考にしたい」と述べた。「参議院委員会先例」には、地方公聴会の結果は委員会に「報告する」とある。特別委は公聴会の結果報告をしないまま採決した。参院初のケースだ。

特別委では、鴻池氏の不信任動議が否決された後、審議中断を意味する「速記中止」が宣言された。その後、着席した鴻池氏を自民党議員らが取り囲み、野党議員も駆け付けて混乱。自民党理事の合図で与党議員らが起立を繰り返し、鴻池氏は与党の賛成多数で法律は可決したと表明した。

採決約一カ月後に公開された議事録は、鴻池氏の発言は「……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）」とした。つまり、採決を求めた鴻池氏の発言は速記者や野党議員には聞き取れなかったが、鴻池氏の事務局に対する指示で、「本文」ではなく「追加掲載」部分に「速記開始」や「可決」したと、採決を有効とするための議事運営に必要な要素が書き加えられたといえる。これも初ケースだ。

地方公聴会で意見を述べた弁護士の水上貴央氏は「野党議員は、何が採決されたのかさえ分からない状態だった。これでは採決したとはいえない。議員の表決権を侵害している」と憲法違反の疑いを指摘。「特別委の採決は存在しているといえず、その後の参院本会議での可決も無効だ」として、安保法採決無効を求める訴訟を検討している。

（篠ケ瀬祐司）

昨年9月17日の特別委員会議事録

（抜粋）

●理事（佐藤正久君）

鴻池委員長の復席を願います。
速記を止めてください。

［聴取不能］

［理事佐藤正久君退席、委員長着席］

●委員長（鴻池祥肇君）

……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）

［委員長退席］午後四時三十六分

本日の本委員会における委員長（鴻池祥肇君）復席の後の議事経過は、次のとおりである。

聴取不能し、（略）
（安全保障関連法制の）質疑を終局した後、いずれも聴取不能なお、（安保法制について）付帯決議を行った。

［参照］横浜地方公聴会速記録〔本号（その二）に掲載〕

米軍と一体化 鮮明に

柳沢協二のウオッチ 安保法制

元内閣官房副長官補

安倍晋三首相は安全保障関連法が施行された二十九日の国会で、北朝鮮の事実上の弾道ミサイル発射への対応を例に「日本を守るために互いに助け合える日米同盟に変わる」と強調し、「安保法を廃止すれば、同盟の絆は大きく毀損される」と述べた。

この発言は、安保法の大きな問題点を言い表している。一つは「日本を守るため」という前提なら、個別的自衛権と日米安全保障条約に基づき対応するため、安保法は関係ないということだ。日本を防衛する米艦の防護は個別的自衛権の範囲でできるというのが、従来の政府見解だ。

冷静に考えてほしい。北朝鮮が核・ミサイル開発で威嚇し、交渉を望んでいる相手は米韓で、万が一暴発した場合、真っ先に狙われるのは両国だ。安保法で日本が守られるというより、むしろ「米国の戦争に組み込まれていく」意味の方が大きいのではないか。

安保法の目的は、違憲との批判を受けてでも対米支援を大幅に強化すること だ。一方で、首相は安保法で可能になったさまざまな活動を「米国に求められても日本は独自に政策判断する」と主張している。

「安保法を廃止すれば同盟を毀損」と言うなら、廃止は日本独自の政策判断ではできないのか。この論理では、安保法でできる活動を米国に要請され、政策判断で断れば、もっと「同盟を毀損する」だろう。首相の説明は「対米追随」という安保法の本質を物語っている。

（聞き手・金杉貴雄）

3/30
朝日